

「活気ある地方議会を目指す全国大会」決議

地方議会は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立、ウィズコロナ下での新しい生活様式の定着や分散型国土の構築、さらには人口減少社会への対応や国土強靭化等、直面する様々な課題の解決に向け、民意を反映する地方公共団体の意思決定機関として、精力的に活動している。

その一方、地方議会については、地方自治法に「議会を置く」とだけ規定され、議会の位置付けや議員の職務等について明確に定められていない。

また、議会及び議員の活動が住民から見えにくくなってしまっており、地方議会の存在意義が問われる状況にもなっている。

性別や年齢層において地方議会の議員構成が偏り、議会によっては議員のなり手不足が生じている。議員は厚生年金に加入できない、会社員が選挙に立候補するに当たり通常の有給休暇で対応することが難しい、小規模市町村の議会では議員報酬が低水準であるなど、意欲ある会社員等が立候補しにくい環境となっている。これらの事情も、多様な人材で構成され、活気ある地方議会を創る障害となっている。

さらに、複雑・多様化する地方行政の諸課題に対応する政策立案機能の強化や、住民の意見把握等へのデジタル技術の活用拡大も重要な課題であるが、現在、十分には対応できていない。

こうした状況を踏まえ、多様な人材が地方議会議員として積極的に活動し、活気ある地方議会を創り、地方公共団体が直面する様々な課題の解決に向け、その役割を一層果たしていくため、以下の事項を決議し、国が早急に実現することを強く求める。

- 一、 議会の位置付け、権限を法律上明確化すること。
- 一、 議員の職務等を法律上明確化すること。
- 一、 厚生年金への地方議会議員の加入や立候補に伴う企業等による休暇の保障など、立候補環境の改善のための法整備を行うこと。
- 一、 小規模議会の議員報酬を適正な水準に引き上げられるよう、財政支援を行うこと。
- 一、 議会における政策立案を支援するための体制を整備すること。
- 一、 議会における政策立案に資するため、国において意見書を積極的に活用し、その活用結果を公表すること。
- 一、 議会のデジタル化への取組について技術的・財政的に支援を行うこと。

以上、決議する。

令和2年11月18日

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会